

平成 27 年度 定例監査の結果に基づく措置状況

1 知事

(1) 本庁

番号	機 関 名	ページ
1	会計管理部	1～2
2	総務局	3
3	環境県民局	4～5
4	健康福祉局	6
5	商工労働局	7
6	農林水産局	8～9
7	土木建築局	10～13

(2) 地方機関

番号	機 関 名	所管部局	ページ
8	西部総務事務所	総 務 局	14
9	北部総務事務所		15
10	県立美術館	環境県民局	16
11	東部厚生環境事務所・東部保健所	健康福祉局	17
12	県立広島学園		18～21
13	広島障害者職業能力開発校	商工労働局	22
14	西部農林水産事務所	農林水産局	23
15	東部建設事務所	土木建築局	24
16	北部建設事務所		25

(3) 財政的援助団体

番号	機 関 名	所管部局	ページ
17	公益財団法人広島県男女共同参画財団	環境県民局	26～27
18	学校法人鶴学園		28
19	乃村工藝社・イズミテクノ美術館活性化共同事業体		29
20	広島緑地建設・広田造園・イズミテクノ共同事業体		30
21	社会福祉法人広島県福祉事業団	健康福祉局	31
22	シダックス大新東ヒューマンサービス・ベルポート共同企業体	土木建築局	32

2 病院事業局

地方機関

番号	機 関 名	ページ
1	県立広島病院	33

3 議会事務局

本庁

番号	機 関 名	ページ
1	議会事務局	34

4 教育委員会

(1) 本庁

番号	機 関 名	ページ
1	教育委員会事務局	35～36

(2) 地方機関

番号	機 関 名	ページ
2	県立尾道北高等学校	37
3	県立向原高等学校	38
4	県立世羅高等学校	39
5	県立安芸高等学校	40
6	県立湯来南高等学校	41
7	県立広島工業高等学校	42
8	県立福山工業高等学校	43
9	県立三次青陵高等学校	44
10	県立大崎海星高等学校	45

5 公安委員会

(1) 本庁

番号	機 関 名	ページ
1	警察本部	46～47

(2) 地方機関

番号	機 関 名	ページ
2	安佐南警察署	48～49

【知事】

1 会計管理部（監査年月日：平成27年8月5日）

監査結果（指摘事項）

【扶養手当の認定に係る事後の確認（現況確認）について】

扶養手当を受けている職員については、毎年6月に、事後の確認（現況確認）として、扶養親族等の所得の状況を確認しなければならないが、その確認を行っていないものや、証明書類が未提出であるにもかかわらず確認済みとして処理していたものがあった。適正な事務処理に努められたい。（総務事務課）

対象	扶養親族の所得現況調（平成26年度）
根拠	職員の給与の支給に関する規則第16条第5項 扶養手当認定要領第7 広島県決裁規程第8条第8項

措置の内容

【原因】

- 事務処理手順が守られていなかったことで、事案ごとの処理過程における進捗管理、消込が、担当者任せになっていたこと
- 組織としてのコミュニケーションが十分でなく、1つずつの仕事についてのそれぞれの履行確認が十分にできていなかったこと
などがあげられる。

【措置内容】

- 平成26年6月現況確認を行っていなかった68人について改めて確認（扶養親族等の所得の状況、共同扶養者の有無等）を行い、証明書類等が不足していた者（17人）に対し、文書等で提出を求め、平成27年10月6日に全ての確認を完了した。

（確認状況）平成26年扶養手当現況確認対象者 3,116人

区分	対象者数	備考
継続支給となったもの	63人（17人）	
支給要件喪失となったもの	3人	戻入処理済
現況確認対象外のもの	2人	
計	68人（17人）	

※（ ）は証明書類が不足していた者で内数

監 査 結 果（改善を求める事項）

【事後の確認（現況確認）に係る事務処理の適正化について】

諸手当の認定に係る事後の確認（現況確認）については、平成 25 年度の監査時に、事務処理の適正化、チェック体制の整備等について指摘、意見を行い、その措置状況として、「適正な事務処理を行うため、ミーティング等の機会を活用し、現況確認の意義・重要性や事務処理手順について再確認している。」との報告を受けていた。

しかし、実際には、一部において、扶養親族等の所得の状況の確認を行っていないものや証明書類が未提出であるにもかかわらず確認済みとして処理をしていたものがあるなど、措置状況が適正に実施されていたとは認め難く、依然として、事後の確認（現況確認）の重要性について認識が欠如しており、誠に遺憾である。また、このような指摘が繰り返される要因は、組織全体で問題解決に当たるのではなく、担当者任せにしていた面も大きいと考えられ、管理職は、この点の改善に向けて早急に取り組む必要がある。

今後の事務処理に当たっては、諸手当の認定に係る事後の確認（現況確認）は、現に手当の支給を受けている職員が支給対象要件を具備しているかどうかを確認する重要な行為であることを再認識した上、このような事態に至った原因分析を行うとともに、事務処理方法を検証・改善し、組織的なチェック体制が機能するよう全体の管理を徹底する必要がある。（総務事務課）

措 置 の 内 容

【措置内容】

○ 監査結果を受け、平成 26 年度に定めた取組のどこに不足があったのか、このようなことが起きてしまった原因はどこにあり、どのように対処すべきだったのかを検討した結果を踏まえ、平成 27 年度において、次のとおり取組を行った。

（1）事務処理手順・進行管理の徹底

監査後、改めて、平成 27 年現況確認の事務処理手順の徹底を行うとともに、スケジュール等を共通業務担当全員で共有した。また、節目節目でミーティング等を行うことにより、担当職員の進捗状況を確認し、処理が遅延傾向にある案件については、所属全体でフォローするなどした。

（2）未回答者や書類不備者の督促

督促事務については、担当者各自で行うのではなく、平成 27 年 8 月以降に、全体を取りまとめた「未処理一覧」を作成し、必要に応じて、所属長名で督促の通知をするなどし、確実に処理が完結できるよう対応した。

（3）事務処理を適正に行うための改善策の作成と徹底

現況確認等の事務の重要性についての認識を新たにし適正な事務処理を徹底するため、平成 27 年 11 月に「手当認定等の事務処理を適正に行うための改善策」をとりまとめ、ミーティング等の機会を活用し共通業務担当全員で共有した。

○ 平成 28 年 6 月現況確認においても、改めて事務処理手順の確認を行い、処理スケジュールを共通業務担当全員で共有し、進行管理を徹底するなど適正な事務処理に努めている。

2 総務局（監査年月日：平成27年8月7日）

監査結果（指摘事項）	
【郵便切手類等の保管について】 パスピー及びETCカードについて、施錠できる場所へ保管する等、亡失又はき損を防止するための特段の措置が講じられていなかった。適正な管理に努められたい。（人事課）	
根拠	広島県物品管理規則第15条
措置の内容	
【原因】 職員の認識不足により、施錠できる場所へ保管していなかった。	
【措置内容】 指摘を受けて、施錠できる場所へ保管するよう改め、管理方法について徹底を図った。	

3 環境県民局（監査年月日：平成27年7月22日）

監査結果（指摘事項）

【ア 行政財産使用料の徴収について】

行政財産使用料の徴収において、収入手続が遅延しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい（文化芸術課）。

使用許可財産	許可内容	徴収すべき期限	納付書に記載された納付期限	使用料 (年額)
土地（広島県民文化センター）	電柱（1本）	平成27年4月30日	平成27年5月20日	1,500円
	電力ケーブル	平成27年4月30日	平成27年5月20日	1,500円
建物（広島県民文化センター）	自動販売機	平成27年4月30日	平成27年5月20日	6,500円
	携帯電話用基地局設備	平成27年4月30日	平成27年5月20日	7,500円
建物（広島県民文化センターふくやま）	携帯電話用基地局設備	平成27年4月30日	平成27年5月20日	4,500円
	自動販売機	平成27年4月30日	平成27年5月20日	27,810円
	伝送用マイクロ送信機	平成27年4月30日	平成27年5月20日	13,610円
根 拠	行政財産の使用料に関する条例第4条			

措置の内容

【原因】

事務の引き継ぎが十分でなかったことや、進行管理が適当でなかった。

【措置内容】

平成27年9月に再発防止のため、行政財産使用許可に関する一連の事務処理について、専用のチェックリストを新たに作成し、組織的に確認する仕組みを構築し、進行管理を徹底することとした。

平成28年度の行政財産使用料の納付手続きにおいては、作成したチェックリストを活用し、組織的な進行管理のもとで、適正に処理を行った。

<納入状況>

使用許可財産	許可内容	徴収すべき期限	納付書に記載された納付期限
土地（広島県民文化センター）	電柱（1本）	4月30日	4月30日
	電力ケーブル	4月30日	4月30日
建物（広島県民文化センター）	自動販売機	4月30日	4月30日
	携帯電話用基地局設備	4月30日	4月30日
建物（広島県民文化センターふくやま）	携帯電話用基地局設備	4月30日	4月30日
	自動販売機	4月30日	4月30日
	伝送用マイクロ送信機	4月30日	4月30日

監 査 結 果 (指摘事項)

【イ 借受物品の管理について】

次の借受物品について、備品出納簿による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

借受物品	電送装置 1台	学事課
	システム (計測電気機器) 1台	環境保全課
根 拠	広島県物品管理規則第41条	

措 置 の 内 容

【原因】

事務の引き継ぎが十分でなかった。

【措置内容】

電装装置は平成28年3月3日、システム (計測電気機器) は平成27年7月28日に備品台帳登録を完了した。

監 査 結 果 (改善を求める事項)

【行政財産使用料の徴収について】

行政財産使用料の徴収については、平成24年度及び平成26年度の監査においても指摘し、特に平成26年度には「改善を求める事項」として、事務処理方法の再点検など適正な事務処理の徹底を求めたところである。

これに対し、今回の監査調書には、その取組状況として「再発防止のため、所属全体に今回の指摘事項を周知し、事務引き継ぎや所属としての進行管理を徹底することとした。」と記載されているにもかかわらず、上記指摘のとおり条例に定められた期限までに、収入手続が完了していなかったことは誠に遺憾である。

このような不適正な事務処理が毎年のように繰り返し発生していることについて厳粛に受け止め、発生原因の分析を行うとともに、再発防止に向け、組織的な取組を徹底する必要がある。(文化芸術課)

措 置 の 内 容

【措置内容】

平成27年9月に再発防止のため、行政財産使用許可に関する一連の事務処理について、専用のチェックリストを新たに作成し、組織的に確認する仕組みを構築し、進行管理を徹底することとした。

平成28年度の行政財産使用料の納付手続きにおいては、作成したチェックリストを活用し、組織的な進行管理のもとで、適正に処理を行った。

4 健康福祉局（監査年月日：平成 27 年 7 月 29 日）

監 査 結 果 (指 摘 事 項)	
<p>【ア 財産の管理について】 次の財産について、面積が変更になっているにもかかわらず、財産台帳による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。（健康福祉総務課）</p>	
財産名称	元府中警察署鵜飼町県警宿舍 3, 4 号
根 拠	広島県公有財産管理規則第 54 条第 2 項
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 当該土地の面積が変更になった際に、財産台帳の面積変更の手続きを失念していた。</p>	
<p>【措置内容】 平成 27 年 7 月 15 日に、当該土地の財産台帳の面積変更を実施した。</p>	

監 査 結 果 (指 摘 事 項)	
<p>【イ 借受物品の管理について】 次の借受物品について、備品出納簿による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。（薬務課）</p>	
借受物品	医薬品・医療機器申請・審査システム一式
根 拠	広島県物品管理規則第 41 条
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 機器及びシステム本体の入れ替え作業及び新システムの操作に習熟することに注意が向いたため、借受物品に関する手続きを失念したものである。</p>	
<p>【措置内容】 平成 27 年 7 月 15 日に、備品登録及び返還の手続きを行った。</p>	

5 商工労働局（監査年月日：平成27年7月24日）

監査結果（指摘事項）

【産業廃棄物処理業務における事務処理について】

産業廃棄物処理業務の委託契約は、書面で締結しなければならないが、法令に定める契約書を作成していなかった。（イノベーション推進チーム）

業務名	広島計量検査場の廃棄物（業務用エアコン）処理業務（平成26年度）
根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第6項
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第4号

措置の内容

【原因】

産業廃棄物処理業務は恒常的に発生するものではなく突発的に発生したことにより、担当職員及び所属内の職員に認識が不足していた。（契約規則第2条の規定による50万円未満の契約書の省略ができるものと勘違いしていた。）

【措置内容】

今後は定期的に施設管理研修（財産管理課主催）に出席するとともに、当該業務が発生した場合には、産業廃棄物対策課に相談のうえ適切な事務に努める。

6 農林水産局（監査年月日：平成27年8月6日）

監査結果（指摘事項）				
【行政財産使用料の徴収について】				
行政財産使用料の徴収において、収入手続が遅延しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。（畜産課）				
使用許可財産	許可内容	徴収すべき期限	納付書に記載された納付期限	使用料（年額）
旧福山家畜保健衛生所庁舎（土地）	電柱（1本）	平成27年4月30日	平成27年7月21日（職員調査日現在未納）	1,500円
根拠	行政財産の使用料に関する条例第4条			
措置の内容				
【原因】				
行政財産使用料徴収事務についての認識不足による。				
【措置内容】				
年度替わりの引継書に当該事務を明記し、再発防止に取組んだ。平成28年度分については、期限内の入金を確認している。				

監査結果（改善を求める事項）
【ア 特別会計に係る財務書類の作成・公表について】
平成26年度に、一般財団法人広島県農林振興センターから県営林事業費特別会計に移管した分収造林事業については、「第1期広島県営林中期管理経営計画」などを策定し、経営改善に取り組んでいるところであるが、この計画においては、損益計算書ベースの収支計画は作成されているが、貸借対照表や資金収支計画が作成されていないため、資産や負債の状況等が把握できない。
平成27年6月に公表された平成26年度の事業実施状況においても、収支計画及び実績のほか、負債状況及び一般会計からの繰入額が記載されているものの十分とは言えず、適正な貸借対照表や資金収支計画を作成・公表し、更なる財務情報の開示に取り組んでいただきたい。（農林水産総務課、森林保全課）
措置の内容
一般財団法人広島県農林振興センターの分収造林事業の貸借対照表では、借入金により賄われた造林や保育に要した費用を簿価として、固定資産と固定負債に計上していたことから、木材価格が大きく変動する状況の中で、森林資産の評価が十分反映できていないものとなっていた。
このため、森林の現地調査を行い、事業地ごとの収支を積み上げ、資産の時価評価を行ったところ、含み損が明らかとなったことから、民事再生計画に基づき平成26年度から県営林に移管されたところである。
県営林の貸借対照表の作成については、県民の皆様にご負担いただいた過去の負債の状況が表せないことや、森林資産の時価評価にあたり、立木の成長や木材価格が大きく変動することなどが課題としてあるが、当面は民事再生計画で認められた時価評価額に基づき、資産計上することが適切であると考えている。
広島県営林管理経営評価委員会の委員の指導を受けながら、従来から県が管理していた県営林についても同様の方法による時価評価額の算定作業や、主伐における資産の減損等のルール検討に時間を要していたが、平成28年9月に作成・公表した。

監 査 結 果 (改善を求める事項)

【イ 長期未納（滞納繰越分）について】

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）があり、縮減に向けての取組に一層の努力を要するものがあつた。徴収促進と発生の未然防止に努める必要がある。（水産課）

区 分	長期未納（滞納繰越分） [平成 26 年度決算額]		参考 前回監査時 [平成 25 年度決算額]	
沿岸漁業改善資金貸付金元利収入	1 人	4,040,000 円	2 人	3,550,000 円

措 置 の 内 容

	区分	未納額 (平成 28 年 8 月末)		全額納入額 (平成 28 年 8 月末)		部分納入額 (平成 28 年 8 月末)		不納欠損処分額 (平成 28 年 8 月末)	
1	沿岸漁業改善資金貸付金元利収入	1 人	2,560,000 円	0 人	0 円	1 人	1,480,000 円	0 人	0 円

広島県沿岸漁業改善資金債権回収事務処理要領に基づき、税務課の指導を受けながら早期回収を図っているところである。

平成 27 年 6 月、28 年 2 月、28 年 6 月に長期滞納者 1 名と面談を行うとともに、電話等で分納予定日に償還を促した結果、平成 28 年 8 月末で、1,480 千円の縮減となった。今後も引き続き、長期滞納者との面談や電話等を行い、一層の徴収促進に取り組むこととする。

7 土木建築局（監査年月日：平成 27 年 8 月 4 日）

監 査 結 果（指摘事項）

【ア 借受物品の管理について】

次の借受物品について、備品出納簿による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。
（土木建築総務課）

借受物品	乾式複写機 1 台
根 拠	広島県物品管理規則第 41 条

措 置 の 内 容

【原因】

借受物品の備品登録への職員の理解不足のため。

【措置内容】

当該指摘に係る乾式複写機 1 台については、備品出納簿に登録するために契約書等を確認し、準備を進める中で、期間満了（平成 27 年 8 月 31 日）によりリース業者に返却した。

また、総務事務課により一括調達された乾式複写機について、備品出納簿の点検を行い、備品出納簿に全て登録済みであることを確認した。

なお、総務事務課から乾式複写機を新規に借り受ける際に、土木建築総務課から所属に対し、備品出納簿に登録を行うよう注意喚起を行うこととした。

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

【イ 行政財産使用料の徴収について】

行政財産使用料の徴収において、収入手続が遅延しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(空港振興課)

使用許可 財産	許可内容	徴収すべき期限	納付書に記載された納 付期限	使用料 (年額)
土地 (広島へ りポート)	格納庫及び事務所棟用地	平成 27 年 4 月 30 日	平成 27 年 5 月 25 日	18,189,360 円
	門扉, 電柱の設置, 上下水道管の埋設	平成 27 年 4 月 30 日	平成 27 年 5 月 22 日	28,310 円
土地 (広島へ りポート)	格納庫及び事務所棟用地	平成 27 年 4 月 30 日	平成 27 年 5 月 7 日	1,898,640 円
	電線, 電柱の設置, 上下水道管の埋設	平成 27 年 4 月 30 日	平成 27 年 5 月 7 日	15,810 円
	格納庫及び事務所棟用地	平成 27 年 4 月 30 日	平成 27 年 6 月 8 日	6,123,600 円
	電線, 電柱の設置, 上下水道管の埋設	平成 27 年 4 月 30 日	平成 27 年 6 月 8 日	7,400 円
	旧観光物産館用地	平成 27 年 4 月 30 日	平成 27 年 6 月 8 日	3,447,780 円
	航空燃料貯蔵施設敷地	平成 27 年 4 月 30 日	平成 27 年 6 月 8 日	1,959,360 円
	バス停, 標識設置用地	平成 27 年 4 月 30 日	平成 27 年 6 月 8 日	870 円
	ガス供給整圧器等用地	平成 27 年 4 月 30 日	平成 27 年 6 月 8 日	56,180 円
	建設工事に伴う工事ヤード	平成 27 年 3 月 31 日	平成 27 年 5 月 27 日	53,400 円
	仮設物設置ヤード	平成 27 年 3 月 31 日	平成 27 年 5 月 27 日	14,950 円
格納庫解体作業敷地	平成 27 年 3 月 31 日	平成 27 年 6 月 8 日	603,420 円	
土地 (広島空 港県営第一駐 車場)	温泉スタンド案内看板の設置	平成 27 年 4 月 30 日	平成 27 年 5 月 25 日	990 円
	自動販売機	平成 27 年 4 月 30 日	平成 27 年 6 月 3 日	480 円
土地 (広島空 港県営第二駐 車場)	温泉スタンド案内看板の設置	平成 27 年 4 月 30 日	平成 27 年 5 月 25 日	990 円
	自動販売機	平成 27 年 4 月 30 日	平成 27 年 6 月 3 日	240 円
根 拠	行政財産の使用料に関する条例第 4 条			

措 置 の 内 容

【原因】

年度移行期の貸付に係る「徴収すべき期限」を把握できておらず、事務処理に係るスケジュール管理体制も不十分であった。

【措置内容】

管理表を作成し、事務処理スケジュールの管理を行うとともに、貸付担当者及び会計事務担当者による複数チェック体制により遅滞のない事務処理に努めている。

なお、平成 28 年度の年度移行期の徴収事務は適切に処理した。

監 査 結 果 (指摘事項)

【ウ 普通財産貸付料の徴収について】

普通財産貸付料の徴収において、収入手続が遅延しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(空港振興課)

貸付財産	貸付内容	徴収すべき期限	納付書に記載された納付期限	貸付料 (年額)
土地 (広島空港滑走路拡張用地)	レンタカー用駐車場等敷地	平成 27 年 4 月 30 日	平成 27 年 5 月 7 日	1,911,845 円
土地 (広島空港機内食工場用地)	機内食供給施設敷地	平成 27 年 4 月 30 日	平成 27 年 6 月 5 日	1,282,551 円
	麻薬探知犬舎等敷地	平成 27 年 4 月 30 日	平成 27 年 5 月 26 日	831,021 円
土地 (広島空港機能拡張用地)	資材置場	平成 27 年 4 月 30 日	平成 27 年 6 月 3 日	93,575 円
土地 (広島空港都市施設用地)	変電所	平成 27 年 4 月 30 日	平成 27 年 5 月 25 日	478,337 円
	ガス供給基地用地	平成 27 年 4 月 30 日	平成 27 年 5 月 8 日	484,746 円
	ガソリンスタンド用地	平成 27 年 4 月 30 日	平成 27 年 5 月 7 日	589,232 円
土地 (広島西飛行場)	工事用資材置場等	平成 27 年 4 月 30 日	平成 27 年 5 月 25 日	118,015 円
	工事用資材置場等	平成 27 年 4 月 30 日	平成 27 年 5 月 27 日	476,501 円
	工事用資材置場等	平成 27 年 4 月 30 日	平成 27 年 5 月 29 日	706,811 円
	工事用資材置場等	平成 27 年 4 月 30 日	平成 27 年 6 月 3 日	116,134 円
	工事用資材置場等	平成 27 年 4 月 30 日	平成 27 年 5 月 29 日	141,185 円
	工事用資材置場等	平成 27 年 4 月 30 日	平成 27 年 6 月 3 日	351,977 円
根 拠	不動産貸付要領第 5			

措 置 の 内 容

【原因】

年度移行期の貸付に係る「徴収すべき期限」を把握できておらず、事務処理に係るスケジュール管理体制も不十分であった。

【措置内容】

管理表を作成し、事務処理スケジュールの管理を行うとともに、貸付担当者及び会計事務担当者による複数チェック体制により遅滞のない事務処理に努めている。

なお、平成 28 年度の年度移行期の徴収事務は適切に処理した。

監 査 結 果 (改善を求める事項)

【特別会計に係る財務書類の作成・公表について】

昨年度の本庁監査意見で、公営企業に係る特別会計について、財務書類の作成・公表を求めたところである。

港湾特別整備事業費特別会計における臨海土地造成事業については、地方公営企業法を適用することとしないが、同法の適用対象となる公営企業と同様の新たな会計基準により試算を行い、平成 25 年 12 月に平成 24 年度決算に係る貸借対照表が、また平成 27 年 2 月には、平成 25 年度決算に係る貸借対照表が作成・公表されたところである。

作成に当たっては、事業の経営状況を的確に反映したものとなるよう努めるとともに、今後は、より一層の説明責任を果たしていく上からも、港湾機能施設整備事業も含めた、会計全体の財務書類を作成・公表し、経営状況の透明化を図っていただきたい。

また、平成 27 年 1 月に、総務省は各地方公共団体に対し、公営企業会計の適用の推進について要請を行い、平成 27 年度から平成 31 年度までを「集中取組期間」とするとともに、下水道事業及び簡易水道事業は特に適用の必要性が高い事業であることから重点事業として位置付けている。

このため、流域下水道事業費特別会計に係る財務書類を作成・公表するとともに、同会計への公営企業会計の適用について、検討を進めていただきたい。(土木建築総務課、港湾振興課、下水道公園課)

措 置 の 内 容

港湾特別会計については、地方公営企業法（以下「法」という。）の非適用事業であるものの、臨海土地造成事業の部分について、法の適用を受ける企業局の土地造成事業と同様の会計基準により試算を行い、今後の収支見通しと併せて、平成 28 年 2 月の建設委員会において説明した。

今後も引き続き、一層の分譲促進に取り組むなど、全力で県民負担の最小化に努めた上、臨海土地造成事業の財務状況や収支見通し、経営改善に向けた取組状況を丁寧に説明していくとともに、港湾特別会計への法の任意適用については、国や他の地方自治体等の動向を注視しながら、関係部局と連携して検討を進めていきたい。

流域下水道事業費特別会計については、国からの公営企業会計適用の要請を受け、流域下水道事業の安定的な経営に取り組むため、平成 32 年度までに公営企業会計に移行することとしている。

現在、そのための準備を進めており、これまでに取得した固定資産の調査・評価等業務に着手したところであり、今後、経営・資産等の状況を整理し、財務諸表を作成・公表することとしている。

8 西部総務事務所（監査年月日：平成27年11月10日）

監査結果（指摘事項）

【行政財産使用料の調定について】

行政財産使用料の徴収において、当該年度に調定をしていないものや遅延しているものが見受けられた。これらの使用料は既に徴収済であるものの、適正な事務処理に努められたい。（総務第二課）

当該年度に調定をしていないもの

年度	使用許可財産	許可内容	使用料(年額)
25	土地（広島県廿日市庁舎第2庁舎）	電柱1本，支線1条	3,000円
26	土地（広島県廿日市庁舎第2庁舎）	電柱2本，支線2条	6,000円
26	土地（広島県廿日市庁舎第2庁舎）	ガス管14m	1,500円

調定の遅延

年度	使用許可財産	許可内容	使用料(年額)	徴収すべき期限	納付書に記載された納期限
27	土地（広島県廿日市庁舎第2庁舎）	電柱1本，支線1条	3,000円	平成27年4月30日	平成27年10月6日
27	土地（広島県廿日市庁舎第2庁舎）	電柱2本，支線2条	6,000円	平成27年4月30日	平成27年10月6日
27	土地（広島県廿日市庁舎第2庁舎）	ガス管14m	1,680円	平成27年4月30日	平成27年10月6日

根拠	行政財産の使用料に関する条例第4条
----	-------------------

措置の内容

【原因】

行政財産の使用許可更新に伴う使用料徴収事務について理解が不足しており、使用許可期間が5年間のものについて、使用許可更新時のみ使用料を徴収したが、2年目以降の徴収事務を失念してしまった。

【措置内容】

行政財産使用料徴収に関する事務を再確認し、所属内でその内容を共有して理解の徹底を図った。また、毎年度行うべき事務の一覧表を新たに作成し、所属内で共有するとともに、財務会計システムの「使用許可台帳」の入力状況を常に確認することで、組織全体でのチェック体制を強化した。平成28年度の使用料徴収については、適正な事務処理を行っている。

9 北部総務事務所（監査年月日：平成27年10月23日）

監 査 結 果（指摘事項）

【現金の管理について】

常時の資金前渡において、北部総務事務所出納員へ資金前渡をした現金の一部について、食肉衛生検査所の職員に保管・支払をさせていた。また、当該現金の残高について、受払の都度、現金出納簿と照合していなかった。適正な事務処理に努められたい。（北部総務事務所）

根 拠

- ・広島県会計規則第32条
- ・「現金の適正な保管管理について」（平成26年12月12日付会計管理者通知）

措 置 の 内 容

【原因】

根拠である会計規則等の理解が不十分であったため。

【措置内容】

食肉衛生検査所の職員に保管・支払をさせていた現金について、北部総務事務所出納員において保管・支払をすることとした。また、当該現金の残高について、受払の都度、現金出納簿と照合するよう事務改善を行った。今後、適正な事務の執行に努める。

10 県立美術館（監査年月日：平成 27 年 11 月 20 日）

監 査 結 果（指摘事項）

【行政財産使用料の調定について】

平成 26 年度に新規で使用許可を行った次の行政財産の使用料の調定が、当該年度に行われず、継続の平成 27 年度の使用許可に係る調定についても遅延していた。これらの使用料は既に徴収済であるものの、適正な事務処理に努められたい。

使用許可財産	許可内容	年度	徴収すべき期限	納付書に記載された納付期限	使用料（年額）
建 物	携帯電話 中継局設置	26	平成 26 年 12 月 25 日	平成 27 年 11 月 12 日	2,000 円
		27	平成 27 年 4 月 30 日		6,000 円
根 拠	行政財産の使用料に関する条例第 4 条				

措 置 の 内 容

【原因】

事務の引き継ぎが十分でなかったことや、進行管理が適当でなかった。

【措置内容】

再発防止のため、所属全体に今回の指摘事項を周知するとともに、行政財産使用許可に関する一連の事務処理について、専用のチェックリストを新たに作成し、組織的に確認する仕組みを構築し、進行管理を徹底することとした。

平成 28 年度の行政財産使用料の納付手続きにおいては、作成したチェックリストを活用し、組織的な進行管理のもとで、適正に処理を行った。

<納入状況>

使用許可財産	許可内容	徴収すべき期限	納付書に記載された納付期限
建 物	携帯電話 中継局設置	4 月 30 日	4 月 30 日

11 東部厚生環境事務所・東部保健所（監査年月日：平成27年10月29日）

監査結果（改善を求める事項）

【長期未納（滞納繰越分）について】

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）があり、縮減に向けての取組に一層の努力を有するものがあった。法的措置を講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努める必要がある。

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成25年10月]
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	169人 55,494,533円	157人 53,890,960円

措置の内容

区 分	未納額 (平成28年8月末)	全額納入額 (平成28年8月末)	部分納入額 (平成28年8月末)	不納欠損処分額 (平成28年8月末)
母子福祉資金に係る 貸付金元利収入	149人 51,053,173円	18人 890,357円	78人 3,465,203円	2人 85,800円

貸付段階において、借主・連帯借主に対する制度の趣旨説明、連帯保証人への保証の意思確認等を行うとともに、償還開始前（卒業前）に面接を実施し、償還の意識付け、口座振替の推奨など、滞納の未然防止に努めている。

滞納が生じた際には、定期的な催告文書の送付、架電督促、訪問による納入指導、連帯保証人に対する協力依頼・履行請求、サービサーの活用など、滞納者の状況に応じた取組を行うとともに、所内で償還促進検討会議を開催するなど、組織的な滞納改善に向けた取組を進めている。

今後も債権の区分管理を徹底し、悪質滞納者への支払督促の申立、償還者が消滅した場合の権利放棄の実施など、更なる債権回収・整理に努める。

12 県立広島学園（監査年月日：平成27年9月10日）

監査結果（指摘事項）
【ア 現金出納簿の作成について】 証明事務手数料を現金で領収しているが、現金出納簿を作成していなかった。
措置の内容
【原因】 担当者の当該事務に係る認識が不足していたため。
【措置内容】 平成27年8月26日付で現金出納簿を作成した。 今後、事務処理に誤りが生じないように、決裁者が進行管理に注意を払っていくとともに、平成27年度から配置された児童支援事務嘱託員を活用し、複数職員によるチェックを行う。

監査結果（指摘事項）
【イ 非常勤職員の報酬等の支給に係る事務処理について】 （ア）非常勤職員の報酬等の支給に係る事務処理において、出勤簿で勤務実績を確認することなく支出を行っているものがあった。
措置の内容
【原因】 出勤簿と非常勤職員の所属課が作成する勤務実績一覧を突合すべきところを、事務担当者の突合漏れがあった。
【措置内容】 今後、事務処理に誤りが生じないように、事務担当者と非常勤職員所属課との連絡を密にするとともに、平成27年度から配置された児童支援事務嘱託員を活用し、複数職員によるチェックを行う。

監査結果（指摘事項）
【イ 非常勤職員の報酬等の支給に係る事務処理について】 （イ）非常勤職員の報酬等の支給に係る事務処理において、平成26年5月分の通勤費について、支給単価（日額）を誤り、過少に支給しているものがあった。
措置の内容
【原因】 該当職員の通勤に係る交通手段の変更があったものの、事務担当者が算定を錯誤したため。
【措置内容】 平成28年3月9日付で過年度支出として支給額を訂正した。 今後は、決裁者が進行管理について注意を払っていくとともに、平成27年度から当学園に配置された児童支援事務嘱託員を活用し、複数職員によるチェックを行う。

監 査 結 果 (指摘事項)
<p>【ウ 旅費の支給について】 廊においては、翌年度の4月30日までに支出を行う必要があるが、4月30日を過ぎて旅費の支給を行っているものがあつた。</p>
措 置 の 内 容
<p>【原因】 年度末の繁忙期と当学園の移転作業が重複し、組織内でのチェック体制が十分に確保できなかったことに加え、担当者の当該事務に係る認識が不足していたため。</p> <p>【措置内容】 今後、事務手続に誤りが生じないよう、決裁者が進行管理について注意を払っていくとともに、平成27年度から配置された児童支援事務嘱託員を活用し、複数職員によるチェックを行う。 また、旅費の支給の遅延を防止するため、全職員が参加する研修会や定例会議等の機会を活用して旅行命令申請や復命等の事務手続きを迅速かつ適切に行うように周知徹底を図つた。</p>

監 査 結 果 (指摘事項)
<p>【エ 財産の管理について】 営繕工事により、自転車置場と物置を取得しているが、財産台帳による記録管理が行われていなかった。</p>
措 置 の 内 容
<p>【原因】 年度末の繁忙期と当学園の移転作業が重複し、組織内でのチェック体制が十分に確保できなかったことに加え、担当者の当該事務に係る認識が不足していたため。</p> <p>【措置内容】 平成28年1月22日付で財産台帳に登録した。 今後、事務手続に誤りが生じないよう、決裁者が進行管理について注意を払っていくとともに、平成27年度から配置された児童支援事務嘱託員を活用し、複数職員によるチェックを行う。</p>

監 査 結 果 (指摘事項)
<p>【オ 行政財産の使用許可について】 行政財産の使用者から使用財産の現状変更届及び返還届が提出されていたにもかかわらず、必要な事務処理が行われず財産台帳による記録管理が行われていなかった。</p>
措 置 の 内 容
<p>【原因】 担当者の当該事務に係る認識が不足していたため。</p> <p>【措置内容】 今後、この事務処理に誤りが生じないよう、十分に決裁者が進行管理について注意を払っていくとともに、平成27年度から当学園に配置された児童支援事務嘱託員を活用し、複数職員によるチェックを実施していく。 なお、当該財産は平成27年9月2日付で財産台帳に登録し、指摘の課題は解消した。</p>

監査結果(指摘事項)

【カ 行政財産使用料の徴収について】

行政財産使用料の徴収において、収入手続が遅延しているものがあつた。

措置の内容

【原因】

担当者の収入手続時期について認識が不足していたことに加え、所属内の進捗管理が十分でなかったため。

【措置内容】

今後、この事務処理に誤りが生じないように、十分に進行管理について、決裁者が注意を払っていくとともに、事務担当者の関連研修への参加機会を確保していく。

なお、平成 28 年度については、既に適正な事務処理を行っており、事務担当者に会計・物品事務初任者研修(28.4.28)を受講させる等、事務処理能力の向上に努めている。

監査結果(指摘事項)

【キ 工事請負契約における請書の徴収について】

工事請負契約では、150 万円未満の契約については請書を徴収することになっているが、次の工事において請書の徴収が行われていなかった。

- 広島学園物置設置工事
- 広島学園自転車置場設置工事

措置の内容

【原因】

年度末の繁忙期と当学園の移転作業が重複し、組織内でのチェック体制が十分に確保できなかったことに加え、担当者の当該事務に係る認識が不足していたため。

【措置内容】

今後、この事務処理に誤りが生じないように、十分に決裁者が進行管理に注意を払っていくとともに、事務担当者の関連研修への参加機会を確保していく。

なお、平成 28 年度については、事務担当者を建設工事等に係る入札・契約制度の説明会(28.4.8)に出席させる等、事務処理能力の向上に努めている。

監査結果(改善を求める事項)

【事務処理の改善について】

県立広島学園においては、今回の監査で数多くの事務処理の誤りや遅延が見受けられたところである。今後は、このようなことがないように、職員に対する研修の実施やチェック体制の確立など、事務処理の適正化に向け、組織的な取組を徹底する必要がある。

措置の内容

今後、この事務処理に誤りが生じないように、所属全体に今回の指摘事項を周知するとともに、十分に決裁者が、事務の進行管理に注意を払っていくこととする。

さらには、

- ・事務担当者の能力向上に向け、関連研修への参加機会の確保
- ・平成 27 年度から当学園に配置された児童支援事務嘱託員を活用し、複数職員によるチェックを図っていく。

なお、平成28年度については、事務担当者を業務に関する各種研修会・説明会に積極的に出席させる等、事務処理能力の向上に努めている。

13 広島障害者職業能力開発校（監査年月日：平成 27 年 6 月 4 日）

監 査 結 果 (指摘事項)	
【郵便切手類の保管について】 郵便切手類のうち、レターパックについて、備え付けの金庫へ保管する等、亡失又はき損を防止するための特段の措置が講じられていなかった。適正な管理に努められたい。	
根 拠	広島県物品管理規則第 15 条
措 置 の 内 容	
【原因】 レターパックについては「郵便切手類である」との認識が薄く、保管についても特段の措置を講じていなかった。	
【措置内容】 所属内でレターパックの適正な管理方法について周知徹底を図るとともに、郵便切手と同様に金庫へ保管するよう改めた。	

14 西部農林水産事務所（監査年月日：平成 27 年 11 月 10 日）

監査結果（指摘事項）

【工事請負契約における事務処理について】

次の工事請負契約において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、あらかじめ市町長に対し建設工事の通知を行うべきところ、これが行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	(西部農林水産事務所) 県営広域営農団地農道整備事業芸北 4 期地区芸北トンネル工事（平成 22～26 年度） (西部農林水産事務所東広島農林事業所) 県営ため池等整備事業原田池地区 堤体工事（平成 24～26 年度）
根拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第 11 条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令 第 8 条第 1 項第 2 号

措置の内容

【原因】

監督職員の失念や通知事務に対する認識不足などと所属内の事務手続に対するチェック体制が十分でなかったこと。

【措置内容】

監督職員などは、所属内の公共事業担当職員全てを対象として実施した定例監査指摘事項説明会に参加し、事務処理について再確認するとともに、所属内での技術研修会において、その内容を共有して意識の醸成を図り、組織全体でのチェック体制を強化した。

また、事務管理総合システムの改善により建設リサイクル法の対象工事であることを執行伺の実施設計書に明示させることにより、適正な事務処理を促すこととした。このような取組みを通して、今年度から指摘事項の再発防止に努めている。

15 東部建設事務所（監査年月日：平成 27 年 10 月 29 日）

監 査 結 果（指摘事項）

【工事請負契約における事務処理について】

次の工事請負契約において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、あらかじめ市長に対し建設工事の通知を行うべきところ、これが行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	(東部建設事務所) 主要地方道 福山鞆線 道路災害防除工事（水呑大橋）（平成 27 年度） (東部建設事務所三原支所) 地方港湾 生口港 港湾局部改良工事（平成 26 年度）
根拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第 11 条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令 第 8 条第 1 項第 2 号

措 置 の 内 容

【原因】

担当者（一般監督員）が、建設リサイクル法の手続きを失念しており、係長等（主任監督員）も未提出であることを確認できなかった。

【措置内容】

担当者（一般監督員）だけでなく、係長等（主任監督員）も含めた複層的な確認を行っている。

監 査 結 果（改善を求める事項）

【道路・河川等占用料の請求漏れ等について】

平成 26 年 10 月に判明した道路・河川等の占用許可に係る占用料の請求漏れ等については、土木建築局において全建設事務所に対し、再度請求漏れ等の有無や原因の調査が行われているところであり、これを受けて改善すべき課題や問題点を整理して業務改善計画が策定されることとなっている。

なお、未調定の主な原因として、年度をまたがる案件に係る事務引き継ぎが不十分なことが掲げられていることから、建設事務所においては事務引継ぎを徹底するとともに、組織的なチェック体制の確立を図るなど再発防止に取り組む必要がある。（東部建設事務所・東部建設事務所三原支所）

措 置 の 内 容

平成 28 年 2 月に土木建築局（道路河川管理課及び港湾振興課）が策定した業務改善計画に基づき、東部建設事務所及び東部建設事務所三原支所においては、未調定の主な原因である年度をまたがる案件について、人事異動時の事務引継リストを作成し、係長等と担当による情報共有を図り、請求漏れ防止を徹底している。

また、占用許可、占用料算定時のチェックリストの作成により、処理段階ごとに組織的に確認できる体制を確立するとともに、公物占使用システムに新たに追加された未請求検索機能を活用し、請求漏れの再発防止に努めている。

16 北部建設事務所（監査年月日：平成 27 年 10 月 23 日）

監 査 結 果 (指摘事項)	
【工事請負契約における事務処理について】	
次の工事請負契約において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、あらかじめ市長に対し建設工事の通知を行うべきところ、これが行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。（北部建設事務所庄原支所）	
契約名	一級河川江の川水系 西城川 河川維持修繕工事（平成 26 年度）
根 拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第 11 条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令 第 8 条第 1 項第 2 号
措 置 の 内 容	
【原因】	
当初契約時は該当なしであったが、施工中にコンクリート処理が発生した事案である。当初契約に該当が無かったため、誤って該当なしとして処理したものである。	
【措置内容】	
このような場合に通知漏れが発生しないよう、所内に周知徹底を図った。	

監 査 結 果 (改善を求める事項)	
【道路・河川等占用料の請求漏れ等について】	
平成 26 年 10 月に判明した道路・河川等の占用許可に係る占用料の請求漏れ等については、土木建築局において全建設事務所に対し、再度請求漏れ等の有無や原因の調査が行われているところであり、これを受けて改善すべき課題や問題点を整理して業務改善計画が策定されることとなっている。	
なお、未調定の主な原因として、年度をまたがる案件に係る事務引き継ぎが不十分なことが掲げられていることから、建設事務所においては事務引継ぎを徹底するとともに、組織的なチェック体制の確立を図るなど再発防止に取り組む必要がある。（北部建設事務所・北部建設事務所庄原支所）	
措 置 の 内 容	
土木建築局が平成 28 年 2 月に策定した業務改善計画を着実に実行するとともに次のことを実施する。	
ア 事務引継の徹底	
人事異動に伴う未調定を防ぐため、前任者が調定作業未了のリストを作成し後任者に引継ぐ。またこれが実行されるよう組織的なマネジメント（複数人のチェック）を行う。	
イ 組織的なチェック体制	
起案時に「起案時チェックリスト」「占用料計算書」「単価区分表」「減免基準表」を添付し、これを複数人でチェックすることで、調定ミスを防ぐ。	

17 公益財団法人広島県男女共同参画財団（監査年月日：平成 28 年 2 月 1 日）

監 査 結 果 (指摘事項)	
<p>【決算に係る事務処理について】 決算に係る事務処理について、次のとおり誤りがあった。適切な事務処理に努められたい。 ア 平成 25 年度に指定正味財産の一部を一般正味財産に振り替えているが、財務諸表の注記に振替額の内訳を記載していなかった。</p>	
根 拠	公益法人会計基準 第 5 財務諸表の注記 (13)
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 当該事務処理を十分に理解していなかったことによる。</p> <p>【措置内容】 今後、同様のケースが生じた場合は、注記の記載など適切な事務処理に努める。 公益法人会計に関する研修への参加や外部の専門家への相談をより密に行うなど、公益法人会計基準を十分理解するよう努めている。</p>	

監 査 結 果 (指摘事項)	
<p>イ 賞与引当金を計上する必要があったにもかかわらず、賞与引当金を計上していなかった。</p>	
根 拠	公益法人会計基準の運用指針 第 12 財務諸表の科目 (1) 貸借対照表に係る科目及び取扱要領
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 当該事務処理を十分に理解していなかったことによる。</p> <p>【措置内容】 平成 27 年度決算から賞与引当金を計上した。 公益法人会計に関する研修への参加や外部の専門家への相談をより密に行うなど、公益法人会計基準を十分理解するよう努めている。</p>	

監 査 結 果 (指摘事項)	
<p>ウ 福利厚生費として区分して表記すべき費用について、給料手当等を含めて表記していた。</p>	
根 拠	公益法人会計基準の運用指針 第 12 財務諸表の科目 (2) 正味財産増減計算書に係る科目及び取扱要領
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 当該事務処理を十分に理解していなかったことによる。</p> <p>【措置内容】 平成 27 年度決算から給料手当と福利厚生費を区分して表記することとした。 公益法人会計に関する研修への参加や外部の専門家への相談をより密に行うなど、公益法人会計基準を</p>	

十分理解するよう努めている。

18 学校法人鶴学園（監査年月日：平成 28 年 2 月 15 日）

監査結果（指摘事項）

【広島県私立学校振興費補助金の交付について】

県からの調査依頼に基づき、私立学校調査票を報告する際に、県内生徒数（保護者が広島県内に住所を有する生徒数）を誤って報告していた。

当該調査票の県内生徒数に基づき平成 26 年度広島県私立学校振興費補助金（通信制高等学校経常費補助金）の補助額が算定されたため、実際の県内生徒数から算定した額よりも過大に算定されていた。適切な措置を講じられたい。（広島工業大学高等学校通信制課程）

区 分	交付済額 A	本来の補助額 B	差引 A-B
広島県私立学校振興費補助金 （通信制高等学校経常費補助金）	8,579,840 円	8,445,780 円	134,060 円

措置の内容

【原因】

平成 26 年度私立学校調査の報告書を作成し、学校内で稟議する過程で、生徒数を正しくは県内 126 人・県外 2 人であるところを誤って県内 128 人と作成していることに気づき、修正を行ったが、担当者が、県に報告書を提出する段階で、修正前の報告書を提出してしまった。

また、経常費補助金内示通知に記載されている算定基礎数値（県内生徒数）を学校把握数値と照合するチェックを行っていなかった。

【措置内容】

私立学校調査の訂正報告書を提出し、人数の変更を行い、超過交付された補助金 134,060 円を平成 28 年 4 月 11 日に広島県に返還した。

また、再発防止のため書類提出時におけるチェックや、関連書類との照合を徹底することとした。

19 乃村工藝社・イズミテクノ美術館活性化共同事業体

(監査年月日：平成 27 年 11 月 20 日)

監 査 結 果 (指摘事項)

【産業廃棄物処理に係る委託契約書の記載不備について】

次の委託契約において、法令に基づき委託契約書に記載すべき受託者への支払金額について、受託者 2 者に対する料金全体額は記載されているものの、受託者ごとの支払金額が明示されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

業務名	産業 廃棄物 種 類	汚 泥	・産業廃棄物収集・運搬業務(平成26年度) ・産業廃棄物処分業務(平成26年度)
		ガラスくず等	・産業廃棄物収集・運搬業務(平成26年度)
根 拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第6項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第4号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第8条の4の2第2号		

措 置 の 内 容

【原因】

認識不足のため、受託者ごとの支払金額を契約書内に明示していなかった。

【措置内容】

指摘を受けて後速やかに平成 27 年 12 月 1 日付けで、受託者ごとの支払金額を明示した覚書又は契約を締結した。平成 28 年度についても、訂正した契約に基づき適正に業務を履行した。

20 広島緑地建設・広田造園・イズミテクノ共同事業体

(監査年月日：平成27年11月20日)

監査結果(指摘事項)

【産業廃棄物処理に係る事務処理について】

次の業務により生じた産業廃棄物の処理委託について、法令上書面で契約を締結しなければならないが、契約書を作成していなかった。適正な事務処理に努められたい。

業務名	水路浚渫業務（平成26年度）
根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第6項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第4号

措置の内容

【原因】

認識不足のため、見積書・マニフェストのみ取り交わし、委託契約書を作成していなかった。

【措置内容】

次回委託時には法令に則り、委託契約書を作成の上作業を実施する。

21 社会福祉法人広島県福祉事業団（監査年月日：平成 27 年 12 月 1 日）

監 査 結 果（指摘事項）

【産業廃棄物処理に係る無許可業者への委託について】

産業廃棄物の処理に当たり、収集運搬又は処分を他人に委託する場合は、それぞれ許可を受けた産業廃棄物処理業者等に委託しなければならないが、次の委託契約において、収集運搬のみの許可を受けている業者に、処分まで一括して委託していた。適正な事務処理に努められたい。

委託業務名	医療廃棄物処理業務（平成 26 年度 障害者療育支援センター）
根 拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 5 項

措 置 の 内 容

【原因】

委託契約において収集運搬業者のみと契約をすればよいと誤認していた。

【措置内容】

収集運搬及び処分業者と契約するよう契約担当者を含む関係職員等に周知徹底を行った。
平成 27 年度については入札の結果、収集及び処分の許可を受けている業者と契約している。

監 査 結 果（改善を求める事項）

【長期未収（過年度分）について】

医業収入（診療収入）において、長期未収（過年度分）となっているものがあつた。徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

施設区分		長期未収（過年度分） [監査日現在確認分]	
障害者リハビリテーションセンター	医療センター	2 人	255, 771 円

措 置 の 内 容

施設区分		長期未収（過年度分） [監査日現在確認分]	
障害者リハビリテーションセンター	医療センター	2 人	255, 771 円

【措置状況】

「広島県福祉事業団債権管理及び徴収に関する事務処理要領」に沿って、納付計画を作成し、徴収の促進と発生の未然防止に努める。

請求書の再送付等により請求を行っているが、入金には至っておらず今後の対応を再検討していく。

22 シダックス大新東ヒューマンサービス・ベルポート共同企業体

(監査年月日：平成 28 年 3 月 4 日)

監 査 結 果 (指摘事項)
<p>【管理費用に係る事務処理について】</p> <p>平成 26 年度ボートパーク福山の管理費用に係る実績報告書について、修繕費を実際の支出額と異なる金額で作成し、県に提出していた。この結果、管理費用が 23,200 円過大に支給されていた。適正な事務処理に努められたい。</p>
措 置 の 内 容
<p>【原因】</p> <p>事実誤認により請求金額が過大であった。 (誤:466,000 円→正:442,800 円)</p> <p>【措置内容】</p> <p>平成 26 年度の管理費用のうち、過大に受領していた 23,200 円については、平成 28 年 4 月 27 日に県へ返還した。</p> <p>今後、経理担当者は実務処理において、関係部署および取引先との連絡を密に行うとともに、組織全体での経費のチェック体制を強化した。</p>

【病院事業局】

1 県立広島病院（監査年月日：平成 27 年 12 月 21 日）

監 査 結 果（指摘事項）	
【備品の修繕に係る事務処理について】 備品の修繕に係る事務処理において、契約書の作成が遅延し、契約日が検査日よりも後になっているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。	
業務名	X線C T装置X線管球交換業務
契約日	平成 26 年 9 月 18 日
検査日	平成 26 年 8 月 29 日
根 拠	広島県契約規則第 2 条
措 置 の 内 容	
【原因】 担当者の処理誤りと所属内の進行管理及びチェック体制が十分でなかったこと。	
【措置内容】 所属内に指摘事項を周知するとともに、契約日・完了日等を記載した修繕一覧表により定期的に事務処理状況をチェックし、契約事務の進行管理を徹底した。	

監 査 結 果（改善を求める事項）	
【委託契約に係る事務処理について】 秘書業務職員派遣業務については、1 者のみによる単年度の随意契約としているが、契約の経済性、公平性、競争性及び透明性の確保の観点から、契約期間を複数年として競争入札を実施するなど、契約方法について見直す必要がある。	
措 置 の 内 容	
平成 28 年度契約については、契約期間を 3 年とし一般競争入札を実施した。	

【議会事務局】

1 議会事務局（監査年月日：平成27年7月30日）

監査結果（指摘事項）			
【常時の資金前渡の事務処理について】 常時の資金前渡により現金を管理しているが、次のとおり事務処理を誤っているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。（秘書課） ア 平成27年度の資金前渡の交付を受けていたが、現金出納簿を作成していなかつた。 <table border="1"><tr><td>根拠規定</td><td>広島県会計規則第84条</td></tr></table>		根拠規定	広島県会計規則第84条
根拠規定	広島県会計規則第84条		
措置の内容			
【原因】 担当者の会計規則への知識不足と所属内でのチェック体制が十分ではなかつた。			
【措置内容】 指摘後、速やかに平成27年度分の現金出納簿を作成した。 今後は、作成した現金出納簿を担当職員以外もチェックすることとした。			

監査結果（指摘事項）			
イ 平成27年6月分の資金前渡の精算において、1件8,000円の支払いが計上されていなかつた。 <table border="1"><tr><td>根拠規定</td><td>広島県会計規則第33条</td></tr></table>		根拠規定	広島県会計規則第33条
根拠規定	広島県会計規則第33条		
措置の内容			
【原因】 担当者の事務処理ミスと現金残額の確認不足。			
【措置内容】 指摘後、速やかに6月分の「資金前渡等精算書（常時）」を訂正した。 今後は、支出時及び例月の精算時に逐次現金残高を確認するよう徹底する。 また、現金を保管している総務課との情報共有を徹底する。			

【教育委員会】

1 教育委員会事務局（監査年月日：平成 27 年 7 月 17 日）

監 査 結 果（改善を求める事項）			
【ア 長期未納（滞納繰越分）について】			
次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）があり、縮減に向けての取組に一層の努力を要するものがあった。徴収促進と発生の未然防止に努める必要がある。			
区 分	長期未納（滞納繰越分） [平成 26 年度決算額]		参 考 [平成 25 年度決算額]
高等学校定時制課程及び通信制課程 修学奨励金貸付金に係る貸出金償還 金（高校教育指導課）	5 人	320,285 円	4 人 296,285 円
地域改善対策高等学校等進学奨学金 貸付金に係る貸出金償還金 （高校教育指導課）	221 人	80,265,100 円	235 人 75,681,057 円
高等学校等奨学金貸付金に係る戻入 金及び返還金（高校教育指導課）	7 人	1,142,500 円	7 人 1,073,500 円
措 置 の 内 容			
<p>○高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金に係る貸出償還金 未納者記録簿を再度整理し、積極的な督促及び納付指導に取り組んだ。 督促状及び未納分の納付書を全滞納者に送付し、併せて架電による指導を行った結果、長期未納者 5 人のうち、2 人を完納させ、別の 2 人とは分納の約束を取り付けた。 [平成 28 年 10 月時点 3 人：142,000 円]</p> <p>○地域改善対策高等学校等進学奨学金貸付金に係る貸出金償還金 免除申請に係る検収の際に個別の状況を確認するなど、市町教委と連携して未納解消に取り組んでいる。 今後も、市町教委に協力を依頼し、世帯の状況・問題点について詳細な把握に努めるとともに、文書や電話等による納付指導を通じて納入促進を図る。 [平成 27 年度決算額 226 人：83,920,661 円]</p> <p>○高等学校等奨学金貸付金に係る戻入金及び返還金 未納者に対し、電話や文書等で指導を行い、回収に努める。 当該債務者の中には、戻入金に加え、貸出金償還金についても未納がある者があり、その者については、貸出金償還金について委託業者が行っている納付指導に対する反応などから状況を把握し、状況に応じた督促を行う。 [平成 27 年度決算額 7 人：1,047,500 円]</p>			

監 査 結 果 (改善を求める事項)

【イ 嘱託医等の報酬等支払基準の明確化について】

今年度非常勤職員の報酬を調査したところ、学校医等の報酬について、執務が報酬支給の対象になるかどうかの判断が学校によって異なる状況があった。また、執務記録簿の内容が不十分なため、費用弁償の支給の必要性が把握できず、誤支給が生じていた。報酬や費用弁償の支給について誤解を生じる可能性があることから、事務処理要綱を整理する等支給に係るルールを明確にする必要がある。(学校経営支援課、豊かな心育成課)

措 置 の 内 容

学校医執務記録簿を含む学校医等報酬支給要綱を策定し、平成 28 年 8 月 23 日付けで県立学校に対し通知した。

2 県立尾道北高等学校（監査年月日：平成 27 年 6 月 5 日）

監 査 結 果 (指摘事項)				
<p>【非常勤職員の費用弁償（旅費）について】</p> <p>学校医の職務執行に際して、誤って旅費を支給しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。（平成26年度）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">誤支給額</td> <td style="width: 20%;">3人</td> <td style="width: 60%;">2,100円</td> </tr> </table>		誤支給額	3人	2,100円
誤支給額	3人	2,100円		
措 置 の 内 容				
<p>【原因】</p> <ul style="list-style-type: none"> 報酬の対象となる勤務に電話相談が含まれることを認識しておらず、また、使用していた執務記録簿にも来校と電話相談を区別する記入をしていなかったため。 <p>【措置内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 誤りが判明した案件については、戻入処理を行った。 （調定日 平成 27 年 10 月 5 日，収納日 平成 27 年 10 月 7 日） 執務記録簿に来校・電話相談の区分を記入し、再発防止を図るとともに、事務引継事項に今回の件を記載した。 				

監 査 結 果 (指摘事項)					
<p>【借受物品の管理について】</p> <p>次の借受物品について、備品出納簿に記録していなかった。適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">借受物品</td> <td style="width: 80%;">仮設校舎 2 棟</td> </tr> <tr> <td>根 拠</td> <td>広島県物品管理規則第 41 条</td> </tr> </table>		借受物品	仮設校舎 2 棟	根 拠	広島県物品管理規則第 41 条
借受物品	仮設校舎 2 棟				
根 拠	広島県物品管理規則第 41 条				
措 置 の 内 容					
<p>【原因】</p> <ul style="list-style-type: none"> 担当者が、仮設校舎が備品であるという認識がなかった。 <p>【措置内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 再発防止のため、事務室全体に今回の指摘事項を周知するとともに、借受物品の一覧表を作成し、事務室内で共有し相互チェックを行うことにより、適正な業務の進捗管理を行った。 					

3 県立向原高等学校（監査年月日：平成 27 年 8 月 19 日）

監 査 結 果（指摘事項）

【借受物品の管理について】

次の借受物品について、備品出納簿による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

借受物品	乾式複写機 1 台
根 拠	広島県物品管理規則第 41 条

措 置 の 内 容

【原因】

現在の借受物品の取扱いが、各所属や備品によって異なっており、備品出納簿の記録管理を使用者側と発注者側のどちらで行うかが統一されていなかったため、担当者が失念していた。

【措置内容】

平成 27 年 6 月 5 日に備品出納簿へ記録した。

4 県立世羅高等学校（監査年月日：平成 27 年 7 月 15 日）

監 査 結 果（指摘事項）
<p>【生産品販売業務委託に係る売上金額の調定について】 学校が生産し出荷する生産品の販売業務を委託し、その売上金額については、委託先が毎月提出する売上金額明細書に基づき学校が発行する納付書により委託先が納付することとしているが、平成 26 年度の販売業務委託に係る売上金額の納入に当たって、当該年度分をまとめて平成 27 年度に調定し納付書を発行していた。適正な事務処理に努められたい。</p>
措 置 の 内 容
<p>【原因】 担当者の手続認識不足と所属の進捗管理が十分でなかったこと。</p> <p>【措置内容】 担当者は、事務処理について再確認するとともに、再発防止のため所属内で今回の指摘事項を共有して理解の徹底を図り、組織全体でのチェック体制を強化した。</p>

5 県立安芸高等学校（監査年月日：平成27年7月15日）

監査結果（指摘事項）

【委託契約の事務処理について】

次の委託契約において、ア及びイのとおり不適正な事務処理が行われていた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	広島県立安芸高等学校廃棄物収集運搬処理業務（平成26年度）
-----	-------------------------------

ア 産業廃棄物処理業務の委託契約は、書面で締結しなければならないが、法令に定める契約書を作成していなかった。

根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第6項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の4の2
----	--

措置の内容

【原因】

契約書が必要な案件であることを十分に確認できていなかった。

【措置内容】

研修会へ参加する。（今年度は、会計物品事務担当者研修へ参加した。）
 事務を行う際には、契約規則と関係法規を再度確認する。

監査結果（指摘事項）

イ 産業廃棄物処理業務を委託する場合は、受託者が収集運搬業及び処分業の許可を受けていることを確認しなければならないが、確認を怠っていた。

なお、見積書の徴取先や受託者は、許可業者であった。

根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第5項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の4、4の2
----	--

措置の内容

【原因】

許可業者であることが必要な案件であることを十分に確認できていなかった。

【措置内容】

今年度、会計物品事務担当者研修において、産業廃棄物処理委託契約について研修を受講した。
 また、産業廃棄物適正処理講習会を受講する予定。
 今後事務を行う際には、受託者の許可の状況を確認する。

6 県立湯来南高等学校（監査年月日：平成 27 年 8 月 19 日）

監 査 結 果 (指 摘 事 項)	
<p>【借受財産の管理について】 案内看板を設置するために土地を借り受けているが、財産台帳による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	
借受財産	土地 0.09 m ²
根 拠	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県教育委員会公有財産管理規則第 50 条 ・広島県公有財産管理規則第 54 条第 2 項
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 管理物件が無償で借受されており、財務会計システムに金額記入欄があるため登録できないと勘違いした。</p>	
<p>【措置内容】 平成 27 年 5 月 29 日に登録済。今後は規則を確認し適正な事務処理に努める。</p>	

監 査 結 果 (指 摘 事 項)	
<p>【物品の管理について】 次の物品について、備品出納簿による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	
備 品	キリコ太鼓目有 (1.4 尺) 2 式
借受物品	<ul style="list-style-type: none"> 輪転謄写機 2 台 複写機 2 台 絵画 1 幅 陶磁器 1 個
根 拠	広島県物品管理規則第 41 条
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 備品管理簿は後日シール貼りとともに行う予定であったが失念していた。輪転機・複写機については、一括契約のため必要ないと勘違いしていた。絵画及び陶磁器については、引継が不十分だった。</p>	
<p>【措置内容】 備品登録については平成 27 年 7 月 16 日に対応済。 借受物品については平成 27 年 7 月 10 日に対応済。 借受物品のうち絵画・陶磁器については、別途ファイルを作成し引継ぐこととした。 今後は、広島県物品規則を確認し適正な事務処理に努める。</p>	

7 県立広島工業高等学校（監査年月日：平成 27 年 7 月 15 日）

監 査 結 果（改善を求める事項）

【受注者からの提出を受ける書類について】

次の契約において、仕様書等に基づき受注者が提出することとなっている書類の提出を受けていないものがあつた。当校においては、前回監査時（平成 22 年 5 月執行）に同様の指摘を行ったところであり、また、これらの書類は、適切な事業の進捗管理や履行確認を行うための重要な書類となることから、仕様書等に基づき受注者が提出することとなる書類を再確認するとともに、その提出を受注者に対して徹底する必要がある。

契 約 名	提出を受けていなかった書類
消防設備等保守点検業務（平成 25～27 年度）	計測記録簿、作業日報
広島県立広島工業高等学校野球部既存練習場防音壁工事（平成 25 年度）	実施工程表、工程打合せ会の実施記録
広島県立広島工業高等学校アーチェリー場防矢ネット増設工事（平成 26 年度）	変更施工計画書

措 置 の 内 容

【原因】

委託契約の事務処理において、仕様書の確認が不十分であり、提出書類について誤認していたこと。
工事事務において、適切に事業が進捗管理できていなかったこと。

【措置内容】

消防設備保守点検業務については、仕様書の見直しをする中で、他の書類で内容が確認できる計測記録簿及び作業日報は提出書類から削除した。

担当者は、施設管理業務研修及び建設工事に係る担当者説明会に参加し、事務処理について再確認するとともに、所属内でその内容を共有して理解の徹底を図り、組織全体でのチェック体制を強化した。

また、担当者は今後事務を行う際には、仕様書等と照らし合わせながら必要な書類が提出されているかを確認し、未提出の書類があれば、すみやかに受注者に提出させることとした。

8 県立福山工業高等学校（監査年月日：平成 27 年 7 月 15 日）

監 査 結 果（改善を求める事項）			
<p>【重要物品の管理について】</p> <p>教育課程の変更や故障などにより，使用されていない重要物品が多数見受けられた。今後の活用方を検討するとともに，使用が見込まれない重要物品については，処分（売払い，譲与，廃棄等）を進める必要がある。</p>			
使用されていない重要物品	織機，フライス盤，水力学実験装置，熱伝導試験機，流体実験装置，自動制御装置		
措 置 の 内 容			
検討の結果，次のとおり対応方針を決め，事務処理を進めています。			
物 品 名	規 格	対応方針	対応結果
織機	岩間タオルレピア織機	いずれかを修理して，授業で活用	修理箇所が特定できないため，予想できる修理箇所については，修理見積りを依頼済。両機の見積りを待って，完全修理の見込みや経費及び学習内容等総合的に判断し，修理品を確定する。 一方は，予算要求により，措置を待って順次修理を行う。他方は，知事へ不用の決定申請を行い，処分を進める。
織機	ダイレクトジャカード織機		
フライス盤	数値制御工作機械	処分(売払い)	知事承認を受け，不用品へ分類替え済。業者から買取り可能との回答があり，参考見積りを依頼済。今後売払い予定。
自動制御装置	KITAKO 教育用トレーニング		
	セイロジャパン		
	シーケンサ制御実習装置 三菱		
水力学実験装置	WD210BEI型	処分(廃棄)	知事承認を受け，不用品へ分類替え済。売払いの可能性がなく，処分見積り依頼済。予算要求後，措置を待って処分を行う。
熱伝導試験機	TK-PT-2001		
流体実験装置	油圧実験装置		

9 県立三次青陵高等学校（監査年月日：平成27年8月19日）

監査結果（指摘事項）

【普通財産の管理について】

次の普通財産の貸付について、貸付期間の更新を財産台帳に記録していなかった。適正な事務処理に努められたい。

財 産	名 称	広島県立三次青陵高等学校公舎（2号・3号）
	種 別	土地（宅地）
	明 細	電柱敷地，電柱1本，支線1本，暗渠電線管8.5㎡
用 途	農業集落排水マンホールポンプ制御盤設置のため	
根 拠	広島県教育委員会公有財産管理規則第50条	

措 置 の 内 容

【原因】

平成27年1月下旬から使用許可・貸付事務を初めて担当した担当者が、財務システムの財産台帳に貸付期間更新の入力を失念していた。

【措置内容】

再発防止のため、事務室全員に今回の指摘事項を周知するとともに、財産使用許可・貸付状況の一覧表を、事務室内で共有し相互チェックを行うことにより、適正な業務の進捗管理を行った。

また、平成28年度分の2件についても、期限内に手続きを終えた。

10 県立大崎海星高等学校（監査年月日：平成 27 年 7 月 15 日）

監 査 結 果 (指摘事項)	
【備品の管理について】 次の備品について、備品出納簿に記録していなかった。適正な事務処理に努められたい。	
品 名	ピアノ（2台）
根 拠	広島県物品管理規則第 41 条
措 置 の 内 容	
【原因】 古くから存在していたため、備品台帳に記載が無いことに気付かなかった。 寄贈品と思われるが取得の経緯は不明。登録漏れと思われる。	
【措置内容】 平成 27 年 6 月 30 日に備品台帳への登録を行った。 また、再発防止のため、物品取得時の整理とチェック体制の再確認を行い、所属全体で物品の情報を共有するため、備品台帳の最新データを校内 LAN の共有ホルダーに掲示した。	

【公安委員会】

1 警察本部（監査年月日：平成 27 年 7 月 21 日）

監 査 結 果（改善を求める事項）

【長期未納（滞納繰越分）について】

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）があり、縮減に向けての取組に一層の努力を要するものがあった。徴収促進と発生の未然防止に努める必要がある。（交通指導課）

区 分	長期未納（滞納繰越分） [平成 26 年度決算額]	参 考 [平成 25 年度決算額]
放置違反金	2,898 人 37,587,132 円	2,600 人 35,826,918 円

措 置 の 内 容

1 改善状況

長期未納者に対する催告及び滞納処分を強力的に実施した結果、放置違反金の長期未納（滞納繰越分）は、平成 28 年 3 月末（平成 27 年度分）現在で、

- 2,563 人（前年度対比 -335人）
- 32,831,909 円（前年度対比 -4,755,223円）

と、滞納総額で平成 26 年度と比較して、約 12.7%縮減させた。

2 措置（取組）の内容

(1) 徴収促進対策

ア 滞納者管理

滞納者情報をデータベースにより管理することにより、滞納者の住所、財産調査、催告及び滞納処分を効率的に実施した。

イ 積極的な債権回収

○ 一斉催告等の実施

ボーナス支給時期及び年度末に一斉催告を行い早期納入を促すとともに、長期未納者及び多重債務者に対しては、強い催告意志を視覚に訴えるカラー用紙（催告 4 回目の場合黄色の催告書、催告 5 回以上の場合赤色の催告書）を使用して強力的な催告を実施した。

○ 臨戸徴収の実施

長期未納者等には臨戸（徴収職員が戸別訪問）により、所在調査及び現金徴収を強力的に実施した。

○ 積極的な滞納処分の執行

預金、給与等多種多様な債権に着目した財産調査を徹底し、長期滞納者に対して積極的な滞納処分を実施した。

○ 所在調査の徹底

住基ネットを積極的に活用して所在不明者、転居者を早期に把握するなど所在調査を徹底した。

○ 課税台帳照会の実施

平成 27 年 8 月から新規施策として、市町に対する課税台帳照会を開始した。これにより判明した勤務先と連携した自主納付と、それに応じない場合は給与の差押え等の強制徴収を強力的に推進した。

○ 徴収技術等の向上

徴収職員を各種研修に参加させ、徴収実務の習得や実務能力の向上を図った。

(2) 長期未納（滞納繰越分）発生の未然防止対策

ア 早期折衝の実施

督促状の納付期限日における電話催告及び納付期限経過 1 ヶ月後の文書催告を実施して自主納付を促し、新規滞納額の未然防止を図った。

イ 車検拒否制度及び滞納処分等の告知

納付命令、督促状の発出時期等あらゆる機会を通じて、車検拒否制度及び滞納処分について周知を図った。

ウ 適切な不納欠損処分処理の実施

適切な不納欠損処分処理を実施し、債権の早期縮減を図った。

2 安佐南警察署（監査年月日：平成 27 年 4 月 22 日）

監 査 結 果 (指摘事項)					
<p>【借受物品の管理について】 次の借受物品について、備品出納簿に記録していなかった。適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">借受物品</td> <td>複写機 2台</td> </tr> <tr> <td>根 拠</td> <td>広島県物品管理規則第 41 条</td> </tr> </table>		借受物品	複写機 2台	根 拠	広島県物品管理規則第 41 条
借受物品	複写機 2台				
根 拠	広島県物品管理規則第 41 条				
措 置 の 内 容					
<p>【原因】 県で集中借受した借受物品について、警察本部で一括管理する物品と同様の管理でよいとの誤認識により、備品出納簿への記録を行っていなかった。</p> <p>【措置内容】 借受物品の事務処理について、再徹底を行うとともに、備品台帳と現物の再確認を行い、備品登録されていない借受物品について、速やかに備品登録を行った。 なお、以後の借受物品については、適正に備品登録を行っている。</p>					

監 査 結 果 (指摘事項)					
<p>【委託契約における事務処理について】 大型ゴミ等の処理に当たり、産業廃棄物として処理すべき廃棄物を一般廃棄物として処理したため、次の委託契約において、ア及びイのとおり不適正な事務処理が行われていた。適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">契 約 名</td> <td>大型ゴミ等収集運搬処理業務（平成 26 年度）</td> </tr> </table> <p>ア 産業廃棄物の収集運搬又は処分を他人に委託する場合は、それぞれ許可を受けた産業廃棄物処理業者等に委託しなければならないが、一般廃棄物処理に係る許可は有するものの産業廃棄物処理に係る許可を受けていない業者に、一括して委託していた。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">根 拠</td> <td>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 5 項</td> </tr> </table>		契 約 名	大型ゴミ等収集運搬処理業務（平成 26 年度）	根 拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 5 項
契 約 名	大型ゴミ等収集運搬処理業務（平成 26 年度）				
根 拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 5 項				
措 置 の 内 容					
<p>【原因】 大型ゴミ等の廃棄処理に当たり、産業廃棄物には該当しないとの誤認識により、一般廃棄物として処理したものの。</p> <p>【措置内容】 平成 27 年度に実施した大型ゴミ等の廃棄処理においては、産業廃棄物の収集・運搬及び処分の許可を有する業者に委託するとともに、法定事項を記載した委託契約書を作成し、適正に処理している。</p>					

監 査 結 果 (指摘事項)	
<p>イ 廃棄物の収集運搬又は処分を委託する場合は、法定事項を記載した委託契約書を作成すべきところ、</p>	

これに代えて、法定事項の記載のない請書を徴していた。

根 拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 6 項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条の 2
-----	--

措 置 の 内 容

【原因】

大型ゴミ等の廃棄処理に当たり、契約書の作成は必要ないとの誤認識により、契約書を作成していなかったもの。

【措置内容】

平成 27 年度に実施した大型ゴミ等の廃棄処理においては、産業廃棄物の収集・運搬及び処分の許可を有する業者に委託するとともに、法定事項を記載した委託契約書を作成し、適正に処理している。